

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月25日から4年7月21日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低額になっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給されていた給与より低額になっていると申し立てているところ、申立人の雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算出した報酬月額は、申立人の主張するとおり22万円の標準報酬月額に相当することが確認できる。

また、申立人は給与明細書を保管していないものの、申立人から提出された給与振込通帳の内容から、申立人が支給されたとする給与額に基づき、当該給与に係る社会保険料等控除及び源泉控除を行ったところ、申立人の手取り（振込）給与額は、給与振込通帳における振込給与額と一致する。

さらに、A社は、申立人の給与は退職するまで22万円であり、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を控除していた旨の回答をしている。

これらのことから、申立人はその主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認

められる。

なお、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

群馬厚生年金 事案 1386 (事案 442 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

取締役であった同僚の申立てが認められたようであるが、取締役は認められて、代表取締役は認められないというのは納得できない。申立期間について、再調査及び再審議をして、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、代表取締役である申立人の一切の関与も無しに標準報酬月額の減額手続が行われた事情はうかがえず、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正について、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、申立てに係る新たな資料を提出していないものの、当該事業所の取締役であった同僚が、申立人と同一内容の申立てを行った結果、年金記録が訂正されたことに伴い、再度申立てを行ったものである。

しかしながら、前述の取締役であった同僚については、社会保険事務を行う権限を有していなかったことが認められたものであるが、申立人については、今回の申立てにおいても、当該標準報酬月額の減額手続に関与していないことを示す新たな資料等の提出は無い上、当委員会の調査においても、代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額

手続に関与していないことを示す新たな事情は見当たらないことから、申立人の一切の関与もなく、当該標準報酬月額が減額手続が行われたと認めることはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 7 日から 19 年 6 月 1 日まで
A 社 B 所に昭和 17 年 1 月 7 日に入社し、20 年 8 月 28 日まで継続して勤務していたのに、17 年 1 月 7 日から 19 年 6 月 1 日までの期間について厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことに間違いは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 17 年 1 月 7 日から 20 年 8 月 28 日まで A 社 B 所に勤務していたことは、申立人の申述内容及び同期入社複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、申立期間においては、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）が適用されていた期間であり、同法では、工場法又は鉱業法の適用を受ける工場又は事業場等に使用される男子労働者（事務職を除く。）のみが被保険者とされていたところ、申立人は「C 部 D 課に配属され、人事業務などを担当する庶務係として勤務していた。自分は現場作業員ではなく、事務職の社員であった。」と申述しており、申立人が名前を挙げている同期入社事務職の同僚に係る当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和 19 年 6 月 1 日と記録されていることを踏まえると、申立人は事務職であり、申立期間において、労働者年金保険法の被保険者ではなかったものと考えられる。

また、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった元従業員に照会したところ、昭和 17 年から 18 年までの間に、同事業所に事務職社員として入社した者に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、19 年 6

月 1 日又は同年 10 月 1 日であることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 4 年 1 月 21 日まで
A社の事業主であった期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それまでの 53 万円から 17 万円に減額されている。標準報酬月額の減額届を社会保険事務所（当時）に提出した覚えは無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成4年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、前日の同年1月20日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が当初53万円と記録されていたものが、17万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当該事業所に係る商業登記簿により、申立人が同事業所における代表取締役であったことが確認できる。

一方、申立人は、標準報酬月額の減額訂正について「自分は、社会保険事務所に標準報酬月額の減額届を提出した覚えは無い。」「申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納はあったものの、その都度清算していた。」と申述している。

しかしながら、当該事業所の元役員を含む複数の社員は「社会保険事務も含めて、会社における全ての事務は、代表取締役である申立人が取り仕切っていた。」と証言していることに加えて、申立人は、申立期間である平成3年8月頃に、自らが、支払期限を過ぎていた保険料を社会保険事務所に直接持参した旨を申述しており、このことは、同事業所に係る社会保険事務に代表取締役自らが直接関わっていた事実をうかがわせることから、当該代表取締役が申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月から 19 年 4 月まで
A社に平成 16 年 10 月から 19 年 4 月まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは、申立人の申述内容及び同社から提出された雇用契約書等により確認できる。

しかしながら、当該事業所の総務担当者は「申立人は、厚生年金保険に加入していなかった。参考として、契約社員雇用契約書、賃金台帳及び退職届を送付するので確認してほしい。」と回答しており、送付された申立人の契約社員雇用契約書によると、社会保険に加入しないとの記載、賃金台帳には事業主により厚生年金保険料が控除されていないことを示す記載がそれぞれ確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 2 日から同年 8 月 29 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 26 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間前に勤務したA社B工場の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間①から③までの期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

A社B工場を退職したときには、脱退手当金を受給したが、申立期間の最終事業所であるC社を退職したときには、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録によると、申立期間①から③までに勤務した事業所と申立期間①の前（昭和 37 年 4 月 3 日から 41 年 2 月 6 日まで）に勤務した事業所（A社B工場）の厚生年金保険被保険者期間を対象として、昭和 45 年 5 月 26 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、申立期間①の前の事業所に勤務した期間に係る脱退手当金については当該事業所を退職後に受給したが、申立期間の最終事業所である申立期間③の事業所（C社）を退職した直後には、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、オンライン記録では、申立人が主張している申立期間①の前の事業所の退職後における脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間後の昭和 45 年 5 月 26 日のみである。

また、当該脱退手当金は、申立人が受給を認めている申立期間①の前の事業所の厚生年金保険被保険者期間に、申立期間①、申立期間②及び申立期間③を加えた4期間を対象として支給されている上、最終事業所である申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、申立人が受給を認めている申立期間①の前の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間の最終事業所である申立期間③における事業所を退職後に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金は、脱退手当金が支給決定された申立期間の最終事業所である申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和45年2月26日）から約3か月後に支給決定されており、申立期間の脱退手当金の支給額も法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。